

特定非営利活動法人北東アジア輸送回廊ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北東アジア輸送回廊ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門3丁目1番10号 第2虎ノ門電気ビルディング4階 一般財団法人みなと総合研究財団内に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所1を新潟県新潟市中央区万代島5番1号万代島ビル13階 公益財団法人環日本海経済研究所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 我が国と北東アジア各国・地域の人々の平和と繁栄のため、日本を含む北東アジアの国や地域における人や物資の交流促進事業の調査・研究、並びに日本海横断航路開設事業、及びエネルギー資源関連港湾改良支援事業に関する業務等を行うと共に、北東アジアの重要な輸送路である図們江輸送回廊等、北東アジア輸送回廊の通行の円滑化や活性化への協力支援を通じて経済の発展と交流の促進を図る。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 北東アジア（関連地域を含む。以下同じ）輸送回廊の調査・研究（受託を含む。）、情報提供及び広報
- (2) 日本海横断航路開設事業への協力
- (3) 北東アジア域内のトランジット（通過交通）の円滑化に向けての協力
- (4) 北東アジアにおけるエネルギー資源関連港湾施設改良協力
- (5) 北東アジアにおける輸送機器産業形成への協力
- (6) 中国の国営企業近代化等、中国東北振興策実施、ロシア極東ザバイカル長期発展計画などの実施に対する日本の協力への支援
- (7) 北東アジアにおける環境改善策実施に対する日本の協力への支援
- (8) 北東アジアの食料、農産物の物流に関する日本の協力への支援
- (9) 北東アジアにおける国際展示会、国際バザール及び観光事業への協力
- (10) 北東アジアへの投資、輸出入及び運輸等に関するコンサルテーション

- (11) 北東アジアにおける国際協力を行う諸団体への協力
- (12) 北東アジアの多国間協力における情報ネットワークの確保
- (13) 北東アジアにおける人材育成への協力

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その本人に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上 20人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、総会・理事会における全体戦略のもと基本方針を策定し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、上記基本方針に基づき業務の執行を統括し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。
- 4 第16条第1項の規定は、顧問について準用する。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における決議事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほかは、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の追加及び更正に関する事項
- (4) 役員の職務及び報酬に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(議決)

第37条 理事会における議事事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の規定の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときは残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行

う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページで行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

| | | |
|-----|----|----|
| 会長 | 花田 | 麿公 |
| 副会長 | 岩崎 | 篤意 |
| 副会長 | 古賀 | 憲介 |
| 副会長 | 中田 | 慶雄 |
| 副会長 | 堀 | 憲明 |
| 理事長 | 栢原 | 英郎 |
| 理事 | 足立 | 英夫 |
| 理事 | 石川 | 勇雄 |
| 理事 | 角田 | 博 |
| 理事 | 杉本 | 侃 |
| 理事 | 西村 | 英俊 |
| 監事 | 浅田 | 泰男 |
| 監事 | 竹内 | 哲郎 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | | |
|--------|-----|-----|-----------|
| 個人正会員 | 年会費 | 1 口 | 5,000 円 |
| 団体正会員 | 年会費 | 1 口 | 100,000 円 |
| 個人賛助会員 | 年会費 | 1 口 | 3,000 円 |
| 団体賛助会員 | 年会費 | 1 口 | 30,000 円 |

以上

これは、平成 30 年 5 月 28 日現在の当法人の定款に相違ない。

特定非営利活動法人北東アジア輸送回廊ネットワーク
理事・会長 本間邦興